医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整えており、受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めております。

◆オンライン資格確認を行う体制を有しています。

 ◆受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得･活用して 診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、 2024 年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

【健康保険証で資格確認を行った場合】および
【マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合】
初診 医療情報取得加算1：3点(月1回に限る)
再診 医療情報取得加算3：2点(3月に1度限り算定)

【マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合】
【他の医療機関から診療情報提供を受けた場合】
初診 医療情報取得加算2：1点(月1回に限る)
再診 医療情報取得加算4：1点(3月に1度限り算定)

千葉健生病院

千葉健生病院付属まくはり診療所